

東京都知事 小池百合子様

立川市長 酒井大史
(公印省略)

「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価書案に対する意見について（回答）

令和6年1月16日付、5環総政第536号で意見照会のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. はじめに

本市では、令和4年11月の調査計画書の意見照会に対し、大規模な物流施設の設置により懸念される事項への対応策について、意見回答したところである。なお、主な内容は、以下のとおり（令和4年度「東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という）」第二部会（第5回）で説明された内容）である。

令和4年度審議会第二部会（第5回）説明内容

1点目ですが、本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通量の増大による周辺地域への様々な影響が懸念される。昭島市都市計画マスタープランとの整合性についての記述がある一方、環境に影響を及ぼすと予測される本市の上位計画等との整合性についても、一切触れられていない。計画地の用途地域は、準工業地域に指定されているが、交通計画で示されている北側ルートは「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」が大部分を占めている。また、幹線道路である五日市街道については、歩道が整備されていない区間が存在するとともに、新青梅街道にアクセスする主要地方道59号八王子・武蔵村山線は、恒常的に渋滞が発生している。中でも、宮沢中央通りは、市民の日常生活に密着した生活圏に係る道路である街区幹線道路であるとともに、立川市立西砂小学校に近接した通学路であり、横断・通行する児童が多いこと、通勤・通学時間帯の自転車通行が多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことなど、交通安全上の重大な懸念があることから、首都圏広域をカバーする物流拠点の関係車両の主要走行ルートに想定すべきではない。

2点目、環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価基準等について、表現を工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与えるのか、また、周辺地域にどのような配慮を行うのか、誰もが理解しやすいように示されたい。

3点目、計画地周辺の地域住民、近隣市及び関係者に対しては、計画や工事に関して十分な事前説明と情報提供を行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応されたい。

4点目ですが、環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については、本市行政区域も対象となることから、本市景観計画を踏まえ評価・調査等を行われたい。

などの意見がございました。

なお、令和4年度審議会第二部会（第5回）では、調査計画書に対する意見書等について、「都民からの意見は232件、周知地域市長からの意見は、昭島市長と立川市長の2件、合計234件」と多くの意見があったこと、また、「前回の総会において御専門の委員からいただいたコメントと共通する内容も多数見受けられるなど、環境アセスの意見として内容の濃い御意見が寄せられました。また、地域の実情を踏まえた切実な御意見も多数寄せられました」との説明がなされている。

さらに審議会委員からは、大気汚染に関して「調査地点が十分ではなかった」「多くの交通量が発生するという点」、騒音・振動に関して「予測に足るような、十分な調査地点がなかったのは、周知の事実だと思っています」、水環境に関して「地下水や流況に影響を与えないとする事業者の御説明は不十分である」、生物・生態系に関して「玉川上水と代官山緑地との生態系が分断される可能性があるため、エコロジカル・ネットワークの形成にも配慮する必要がある」「非常に大きな自然環境への影響がある」といった意見があったところであり、審査意見書でも、例えば、【大気汚染、騒音・振動 共通】では、「調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。」との意見があったところである。

今回、事業者が示した評価書案では、調査計画書の修正の経過及びその内容で、「調査計画書審査意見書に記載された知事の意見及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の一部を修正した。」（区長ではなく市長と思われる。）とある。

そこで、1点目として、審査意見書（審議会での審議内容を含む）を踏まえた評価書案になっているのかということ、2点目として、事業者が別途開催した交通に関する説明会と今回の評価書案の説明会における交通の区分（大型車と普通車、大型車と小型車）が異なっていること、3点目として、事業者により2回開催された評価書案の説明会における質問への回答が、具体性に欠け不明確に感じる部分があったことなどから、審議会では、本施設が住宅地の多い既成市街地に立地することを鑑み、地域の環境を保全する観点や事業者が実施した説明会での質疑応答も踏まえた慎重なご審議をお願いするとともに、以下について、意見を述べるものである。

2. 総論

環境影響評価書案の自動車道線計画では、関連車両の主要な入庫ルート・出庫ルートとして、五日市街道、宮沢中央通り、松中通り等を想定しているが、3路線ともに、現状でも恒常的に渋滞が発生している道路である。特に、宮沢中央通りは、関連車両の増加により、大型車両の交通量が現在の約2.5倍になるなど、本市として、交通安全上の課題や生活環境へ与える影響について、重大な懸念を抱くところである。

また、調査計画書の意見でも述べた通り、宮沢中央通りは街区幹線道路（市民の日常の

生活に密着した生活圏に係る道路)であり、立川市立西砂小学校に近接した通学路として横断・通行する児童が多く、数年前には児童が自動車と接触し重症となる事故等が複数発生していること、さらに、通勤・通学時間帯の自転車通行も多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことから、再度、首都圏広域をカバーする物流拠点の関連車両の主要な入庫ルート・出庫ルートに想定すべきではないと言わざるを得ない。

関連車両の走行ルートについて、計画地周辺の道路及び土地利用の現状を把握したうえで、周辺地域の交通安全の確保や交通渋滞の発生抑制の観点から、都道や都市計画道路などの高規格道路を主要な入庫ルート・出庫ルートに設定することを、再度求めるものである。

工事用車両及び関連車両の走行ルートには、西砂小学校と松中小学校の通学路が含まれており、交通量の増加に伴い、登下校時の安全確保について懸念がある。特に、西砂小学校は市内で最も多い児童が通っており、以前から車両が児童に接触する事故が度々発生してしまう状況となっている。事業者においては、このことを踏まえた上で、登下校時の通行台数の制限、通学路上の危険箇所への誘導員の配置、運転者への安全教育等、万全の対策を実施すべきと考える。しかしながら、評価書案で示された内容は次のとおり十分と認められないところがあるため、安全対策の追加を検討し、評価書に明記されたい。

【工事中の交通対策について】

- ・ 調査計画書では必要に応じて工事用車両ルートに誘導員を配置することが明記されていたが、評価書案ではその内容が削除されている。
- ・ 計画地周辺の小・中学校の登下校時間帯を考慮し、適宜、工事用車両の出入りの調整に努めるとしているが、予測条件として示された工事中交通量においては、登下校時間帯に通学路を通行する車両の台数を調整していることの確認ができない。
- ・ 児童の交通事故発生を防ぐためには、特に低学年児童の行動特性を理解する必要があるが、運転者への安全教育において、そのような内容が示されていない。

【供用後の交通対策について】

- ・ 計画地周辺の小・中学校の登校時間帯を考慮し、安全対策の実施に努めるとしている一方、下校時間帯については考慮することが示されていない。
- ・ 登下校時間帯に誘導員を配置するなど、通学路上の危険箇所における具体的な安全対策が示されていない。
- ・ 物流車両及び通勤車両の運転者に対して安全教育を実施することが示されていない。

さらに、計画地周辺の地域住民からは、本事業に関して多くの不安や懸念の声を頂いていることから、地域住民に対し、計画や工事に関することに加え、住民の安全や安心を確保するための具体的な対応策についても、十分な説明と情報提供を行い、意見・要望等には、真摯な対応を求めるものである。

3. 各論

1. 宮沢中央通りと松中通りは、既に環境基準を上回っており、本事業による関連車両の増加が生活環境に与える影響を懸念するところである。このため、現況を上回る騒音となら

ないよう、関連車両の総交通量を抑制するとともに、当該路線の交通量を分散させるなど、騒音の低減に努められたい。

評価書案では、既に環境基準を上回っている地点が複数あるが、上乘せされる数値を見ると、宮沢中央通りが上位三位に含まれていることから、本事業における主要路線になっていると言わざるを得ない。

調査計画書に対する意見で既に述べたとおり、市民の日常生活に密着した生活圏に関係する街区幹線道路であること等、関連車両の増加による周辺環境への影響は避けがたいことから、関連車両の発生（集中）交通量の抑制や、走行ルートの分散化など、通行車両の低減等の適切な環境保全措置を実施すべきである。

2. 交通渋滞に伴う生活環境に関する調査・評価等を実施し、適切な環境保全措置に努められたい。

幹線道路の渋滞により、周辺の生活道路への車両の進入が危惧される場所であり、地域住民の生活環境への影響を抑制すべきである。

3. 騒音・振動の「環境に及ぼす影響の評価の結論」では、「すべての予測地点で昼夜とも要請限度は満足しているが、環境基準を上回る予測地点があることから、工事の完了後においては、入居企業に対し、物流車両及び従業員の通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底に努める等の働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。なお、環境基準を上回る予測地点については、沿道周辺に存在する教育施設、福祉関連施設・子育て支援施設等に十分配慮し、これらの働きかけを確実に実施することにより、影響の低減を図る」としている。

影響の低減を図る重要な内容であることから、「計画的かつ効率的な運行管理…に努める等の働きかけを行う」ことについて、具体的な取組内容を評価書の中に示されたい。

4. 「本事業の工事の完了後の発生（集中）交通量は、事業者がこれまで開発してきた既存施設の実績に基づく推計交通量」と述べられていることから、「これまで開発してきた既存施設の実績」を示したうえで、説明されたい。

5. 景観については、玉川上水北側からの眺望をより意識して圧迫感を軽減した良好な景観の形成に努められたい。

令和4年度審議会第二部会（第5回）では、審議会委員より「玉川上水の緑地に面して長大な建物がどんと並んで、景観を悪くするということがないように、形状、色彩といったデザインに関することも、極力御検討いただいた上で、示していただければ」との意見があったところである。

本事業地は、国の史跡に指定されている玉川上水に隣接しており、本市の景観計画においても非常に重要なエリアであることから、玉川上水地区として明記した「景観形成・誘導の方針や景観形成基準」を参考として、良好な景観を形成すべきである。

なお、評価書案では、計画建築物は35～55mといった長大な建築物となっており、特に、西武立川駅からの眺望については、既存樹木・建物が少ない箇所があるため、スカイライ

ンから大きく突出した施設となり、既存の市街地景観と調和した眺望景観とは言い難いことから、具体的な取組内容を示した上で実施すべきである。

また、説明会では、個別に住民協議している中で説明するといった趣旨の回答があったが、環境影響評価の項目は、評価書の中で示し、広く住民に周知すべきである。

6. 温室効果ガスについては、施設稼働後の空調室外機からの温風によるヒートアイランド現象への影響が懸念されることから、ヒートアイランド現象防止に努められたい。

調査計画書で記載のあった関連車両の走行について、評価書案では「今後入居企業と事業者連携して対策を練っていくことから予測評価の対象としない」としているが、関連車両の排気ガスは温室効果ガスの環境影響要因となり得ることから、事前にその影響を予測し、温室効果ガスの発生抑制のための具体的な取組内容を示した上で実施すべきである。